

日常生活に「新しい生活様式」を
せんだい生活スタイル

- だ 大事な人を守るために
- て 手洗い30秒
- ま マスクをしよう
- さ 3密避けて
- む 向かい合わない
- ね ネットも活用

① 仙台市

来庁者の皆様へ

マスクの着用に



ご協力をお願いします

ご入室の際、マスクを着用いただくなど「咳エチケット」をお願いします。

※マスクがない場合はお気軽に職員まで。

来庁者の皆様へ

検温に



ご協力をお願いします

ご入室の際、非接触型の体温計を用い、検温にご協力をお願いしております。

※受付カウンターで体温測定をいたします。

来庁者の皆様へ

手指の消毒に



ご協力をお願いします

ご入室の際は、出入口付近に手指消毒液を設置しています。ご利用ください。

※受付テーブルなどは随時消毒しております。

来庁の際は、ご協力をお願いいたします。

仙台市消防局 / Sendai City Fire Bureau

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町2-15
TEL:022-234-1111 FAX:022-234-1411

危険物/保安 Safety management

令和2年度仙台市危険物・高圧ガス事故防止連絡会広報誌

コロナ禍における 事業所の安全管理等

Topics	インタビュー
Special lecture	特別寄稿
Information	高圧ガス等に関する法令改正 危険物施設の風水害対策ガイドライン
e-Learning	危険物/保安 e-ラーニング

令和2年10月
仙台市消防局

「危険物/保安 Safety management」の発刊にあたって

～コロナ禍における事業所の安全管理等～

事業所、関係団体の皆様には、平素から危険物・高圧ガスの事故防止の推進につきまして、ご理解ご協力をいただき御礼を申し上げます。

例年、8月には夏の風物詩として、まちには彩り豊かな七夕飾りが掲げられ、商店街の活気と多くの方々の笑顔が溢れておりました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、日常生活の営みはもとより経済活動、社会活動にも大きな影響を与えておりますが、事業所の皆様には、コロナ禍の中でも地域の経済を支え、市民生活に必要な製品やサービスを扱う重要な役割を担っていただいているものと認識しております。

私たち消防機関としても市民の安全・安心に応えるため、傷病者の搬送や火災現場等における隊員の感染防止に細心の注意を払いながら活動を継続しております。

また、当初予定していた様々なイベントの開催方法の見直しや新たな手法を導入するなどの対応も行っているところです。

毎年開催しております「仙台市危険物・高圧ガス事故防止連絡会」につきましても感染拡大を防ぐ観点から、必要な見直しを行い、広報誌「危険物/保安 Safety management」の発刊と市ホームページ掲載の「危険物/保安 e-ラーニング」の2本柱により事故防止の啓発を推進することといたしました。

この広報誌には、コロナ禍における事業所の安全管理やヒューマンエラーの防止などの事故防止に役立つ情報を記載しております。

事業所、関係団体の皆様には、この広報誌等を自主保安や従業員への保安教育などの安全管理に活用していただきたいと考えております。

引き続き、自主保安の一層の推進が図られますよう事業所、関係団体との情報の共有化、連携を深めてまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

おわりに、コロナ禍の収束と今後の経済の進展、皆様のご健康を祈念いたしましてあいさつとさせていただきます。

令和2年10月 仙台市消防局長

小野 司



おの つかさ
Profile:小野 司(59歳)
1961年生まれ 塩竈市出身
1979年 仙台市消防局採用
泉消防署長、総務部長、次長
2019年 消防局長(現職)



インタビュー 「コロナ禍における事業所の安全管理等」

ENEOS(株)仙台製油所長 × 仙台市消防局予防部長
渡邊 康太郎 氏 荒木 秀雄

…3



特別寄稿 「事業所における安全管理」

厚生労働省 宮城労働局 労働基準部
健康安全課 西村 秀樹 氏

…7



高圧ガス等に関する法令改正

…11

危険物施設の風水害対策ガイドライン

…15



危険物/保安 e-ラーニング

…17

後援/宮城県石油商業組合

仙台地区共同防災運営協議会

高圧ガス保安協会東北支部

宮城県高圧ガス保安協会

一般社団法人宮城県LPガス協会

宮城県冷凍設備保安協会

一般社団法人宮城県冷凍空調設備工業会

公益社団法人仙台市防災安全協会 (順不同)

1 Topics インタビュー

ENEOS(株)仙台製油所長 × 仙台市消防局予防部長
渡邊 康太郎 氏 荒木 秀雄



コロナ禍における社会的・経済的な影響について「認識と課題」

荒木:新型コロナウイルスの感染拡大は、その収束が見通せない状況にあります。感染の拡大による社会的・経済的な影響について、どのような課題認識をお持ちですか。

渡邊:私どもでは2つ課題があると認識しています。一つはコロナ禍という厳しい状況にあっても、社会活動の基本となるガソリン、軽油、灯油、ジェット燃料等の供給を継続しなければならないという課題です。社会インフラを担う石油精製事業者としては、感染が拡大しているから「休業します」とは言えません。感染防止を徹底したうえで、事業は継続しています。もう一つは、石油精製事業をどのように運営していくのが課題です。報道されて

いるように世界的に石油燃料の需要と供給のバランスが大きく崩れていて、それに応じた原油の輸入量、生産量や貯蔵量の調整など、この災禍を乗り越える対応を日々迫られております。

荒木:例えば、航空機の国際線が長期間運休になれば、ジェット燃料の需要も極端に減少し、(余剰分の)貯蔵量は大幅に増加する。逆にマイカーでの旅行が増えればガソリン、軽油の供給が増加する。原油から精製されるガソリンや灯油等の比率は大体決まっています。大きく変えることはできないので需要と供給のバランスをよく考えた対応が必要となる。

渡邊:そのとおりです。私ども仙台製油所は、東北地方への燃料の安定供給を担っております。正直、損得の話ではなく厳しい状況であっても、何とか対応していきたいです。

ENEOS(株)仙台製油所における感染防止対策、安全管理等

荒木:さらなる感染拡大も懸念されています。仙台市ではせんだい生活スタイルの合言葉「だてまさむね」を掲げて、市民の皆様とともに感染防止対策に取り組んでいます。消防も24時間市民の安全・安心を守るために休業はできません。事業所ではどのような感染防止対策に取り組んでいますか。

渡邊:最も注意しているのは3密(密閉・密集・密接)の回避です。特に事務所は3密が発生しやすいということで、テレワークを導入しました。部署によって実施率は異なりますが、管理部署等では最大40%程度実施できました。一方、現場のオペレーションや保安管理を担う運転操作部署は実働を要するので実施できませんでした。

荒木:消防局では、マスクはもちろん窓口にパーテーションやビニールシートを設けて飛沫感染を予防するとともに、来訪者の方々には発生した場合に備えて連絡先等の記載をお願いするなどの感染防止対策をとっています。事業所にもメンテナンス業など多くの方々が来訪しますよね。



ENEOS(株)仙台製油所長 渡邊 康太郎
(仙台地区共同防災運営協議会 会長)
1970年 東京都出身
1994年 現ENEOS(株)入社
2017年 水島製油所 副所長
2020年 仙台製油所長(現職)

渡邊:私どもも来訪される方々に、感染防止のご協力をいただいております。基本的に県外からの不要不急の来訪を控えていただくとともに、来訪される場合には手指の消毒、マスクの着

用、体温など健康状態のチェック等を行っています。正門では、感染防止の注意喚起の看板や受付窓口にビニールシートを設置するなどの対策をとっています。不要不急の出張も実施していません。一時、県をまたぐ移動や帰省も自粛していました。

荒木:水際での感染防止対策ですね。でも、どうしても社外の専門的な技術・知識を有す方に、現場を確認してもらう場合もあるのではないのでしょうか。

渡邊:最近では仙台の現場と東京のエンジニアをオンラインで結んで映像や音声でのやり取りをすることもあります。以前に比べて、映像等は結構クリアです。



仙台市消防局予防部長 荒木 秀雄
1962年 松島町出身
1988年 仙台市消防局採用
危険物保安課長、危機管理室参事
2020年 予防部長(現職)

荒木:24時間、たくさんの従業員の方々が働いていますが、従業員間の感染防止対策はどうですか。

渡邊:一番懸念しているのが運転操作部署の従業員の感染です。現場で運転操作という専門的な業務を行っておりますので、感染者や濃厚接触者が発生しても直ぐに交代要員が確保できません。したがって他部署の従業員との接触機会を減らすために食堂の使用時間の分散やパーテーションの設置、私語厳禁といった対策を実施しています。

荒木:感染防止対策は、最初は緊張感をもっての対応となりますが、長丁場になるとどうして

も慣れやストレスによって緩慢になってくる場面があります。

渡邊:そういった意味では、感染状況のフェイズが変わるたびに、各種制限を緩和するなど対策を見直していますが、従業員に対して見直しの理由を分かりやすく説明すること、理解してもらうことを心掛けています。従業員たちは、「自分達は社会の基盤を担っている!」という矜持を強く持って、まじめに勤務しています。管理職としての伝え方が問われているような感じがします。

感染防止対策が求められる設備等の保守点検・修繕などの安全管理

荒木:感染防止対策では、テレワークや来訪者の制限等のお話がありましたが、人が少ない中で、設備等の保守点検、修繕など安全管理について気を付けるべき点はどこですか。

渡邊:ここは違えてはいけないところですが感染防止対策のために保守点検、修繕などの何かを省くということは絶対にあってはならないことです。当然、大量の危険物を取扱う施設ですので、法定点検はもちろん、社内基準で必要な点検、保守点検については、変わらず実施しております。ただ、感染防止のため、従業員間の接触や3密のシチュエーションを減らすやり方に変更しています。計器室*など密閉した場所で行っていた工事着工時の確認作業は、新たに屋外に整備した仮設建物で行い3密を回避しています。



*計器室とは...
最新のコンピューター制御システムにより、製油の全工程を24時間体制で集中管理している室。製油所の司令塔でありコントロールセンターとも呼ばれている。

荒木:保守点検や修繕などは協力会社の方々も作業をしていますが、その感染防止対策はいかがですか。

渡邊:もちろん対策をとっています。特に定期修繕は、たくさんの方々が行っていますので、手指の消毒、マスクの着用、検温等を実施しておりますし、私どもでマスクの一齐配布や休憩室、喫煙室の増設などの3密回避のサポートもしております。

荒木:夏季は感染防止対策に加え、熱中症対策をしながらの保守点検や修繕、求められる対策が重なって大変な時期だと思います。

渡邊:従前から熱中症は防げる労災と捉えています。ルールを細かく決めて取り組んでいますが、どうしても感染防止のマスクの着用によって喉の渇きに気づきにくくなります。そこで熱中症の指標であるWBGT値の警戒ラインを実測値よりも1℃加算する形にして、従来よりも厳しい対応をしております。

感染者発生を想定した事業継続体制

荒木:では、いざ感染者が発生した場合どのような事業継続体制を執られますか。

渡邊:以前にSARSやMERS、新型インフルエンザ等が流行した時に事業継続計画書(BCP)を策定しております。もし感染者が発生した場合は、計画に沿って対応していく予定です。ただ今までの計画は感染症のまん延期間を2週間と想定していましたので、コロナ禍の長期化は、計画見直しの転換点と捉えています。見直しのポイントは、いかに濃厚接触者を少なくできるかだと考えています。事業継続計画の見直し作業は感染症対策だけではなく、大規模な自然災害対策としても有用であると考えて現在、取組中です。

荒木:消防もそうですが交代制の現場だと、引継ぎの時間があります。

渡邊:そうですね、その時が感染リスクとしては最も高いとされますので、さらなる対策が必要と考えています。

今後の安全管理の取組み

荒木:最後に、今後の安全管理について伺います。業務のIT化に関心を持っている事業所も多いと思いますが。

渡邊:格好の良いことは言えないのですが、今後も「愚直」に、今まで積み重ねてきたことを継続していくことが基本であると考えております。さらに、ITやAI等の先進技術を活用していきたいと考えています。これまでも「デジタル技術の活用による製油所の安全・安定操業体制の確立」という目標を掲げ、様々取り組んできましたが、もともと人をなるべく介在させない技術の導入であるので、意図せずそれが感染症対策としての効果も発揮できるものと考えています。

荒木:消防庁から、プラント保安分野におけるドローンを安全に運用するためのガイドライ

ンが発表されました。他の製油所ではドローンを活用していると伺っています。

渡邊:非常に有用であると思います。前任地では高所の確認作業や災害時の状況確認に使用していました。ドローンに赤外線カメラを取り付ければ高所の漏れのチェックもできますし、足場を組む必要もなくなるのでコスト削減、労災の防止にも繋がります。仙台製油所でも現在ドローンを飛行させるための仕組みづくりに取り組んでいます。

荒木:ドローンの活用、安全運航については、お互い意見交換をしていきましょう。今日は、コロナ禍の実相に触れて、感染防止対策、安全管理、事業継続計画など様々な取組みについてお話をいただきました。ぜひ貴社の取組みを広く事業所の皆様に発信して参考にしてもらいたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

渡邊:ありがとうございました。

日常生活に「新しい生活様式」を
せんだい生活スタイル

- だ 大事な人を守るために
- て 手洗い30秒
- ま マスクをしよう
- さ 3密避けて
- む 向かい合わない
- ね ネットも活用

① 仙台市



2 Special lecture

事業所における安全管理



宮城労働局 労働基準部 健康安全課 西村 秀樹

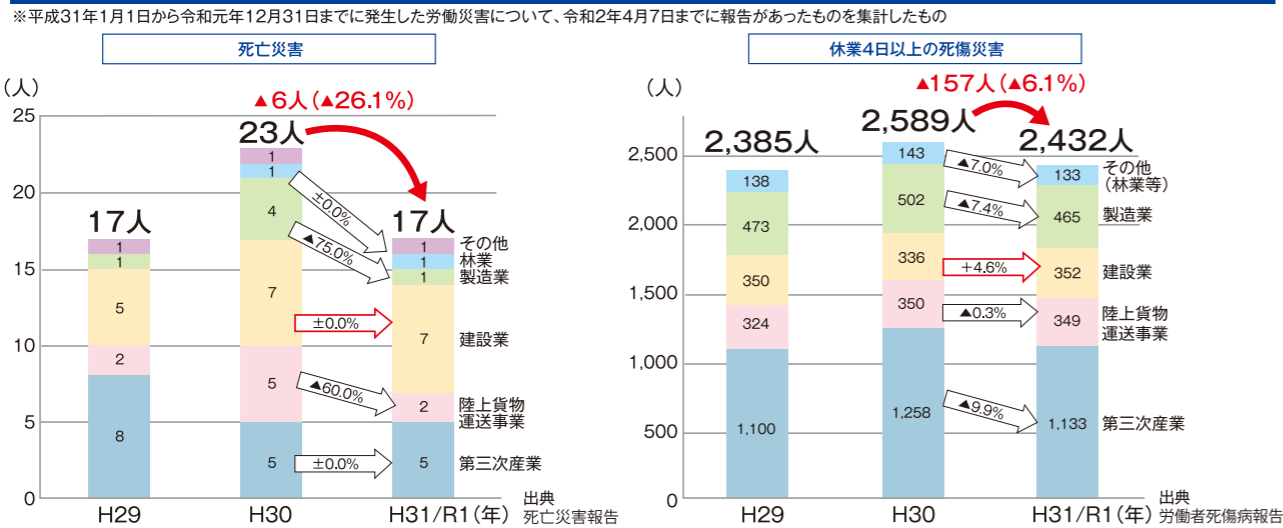
1 初めに

新型コロナウイルス感染症が家庭生活から国際政治までに大きく影響を及ぼしています。身近なところでは、「3密」、「ソーシャルディスタンス」、「新しい生活様式」等の言葉が生活の中に溶け込みつつあります。また、事業場においては、テレワーク、時差出勤、オンライン以外の会議の回避等様々な創意工夫を凝らしながら、その感染拡大防止対策を実施しているところですが、そのことがこれまで培ってきた安全管理にはなかった状態を生み、思わぬ災害を引き起こすおそれもないとは言いきれません。そこで、今回は、そのような災害を防止するための取組の仕方について、初めて知るといような方々を対象にそのポイントをお伝えします。

2 労働災害の状況

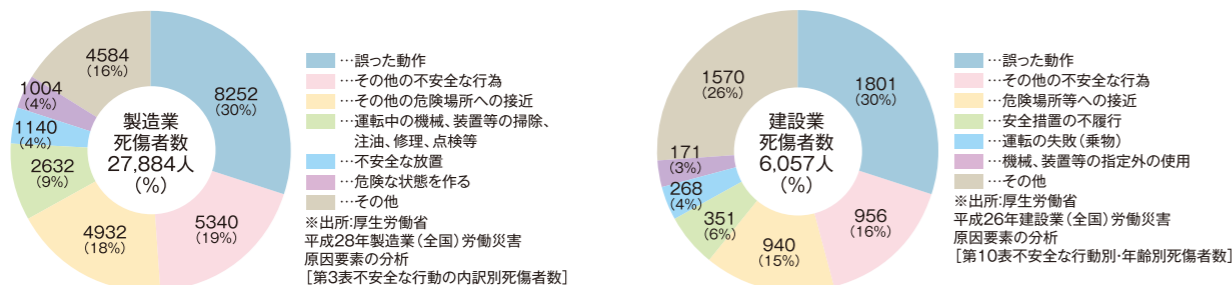
その前に、現在の労働災害の状況についてお伝えします。

表1 平成31年/令和元年 業種別労働災害発生状況(確定値)【宮城局・全産業】



上の棒グラフ(表1)は、宮城における令和元年の死亡災害、死傷災害(休業4日以上。以下同じ)を業種別に表したものです。前年に比較して、死亡災害は▲26.1%、死傷災害は▲6.1%といずれも減少していますが、一昨年と比較すると、死亡災害は同数、死傷災害は増加しており、減少傾向は頭打ちとなっています。従来とは異なる、新たな取組を導入する必要のある事業場が多くなってきていると思われます。

表2 不安全行動別労働災害発生状況(全国)



前ページの円グラフ(表2)は、全国の不安全行動が原因と思われるもの(製造業、建設業)について、その行動別に表したものです。誤った動作、その他の不安全な行為、危険場所への接近の順に多いほか、掃除・注油・修理・点検等、安全措置の不履行等が多いところですが、これらは、以前から多く指摘されてきた不安全行動ですが、危険・有害性の除去、機械設備の安全化とともに解決すべき重要な課題です。

3 リスクアセスメントの導入のすすめ

事業場の中には、「安全第一」、「稼働中の機械設備には近づかないこと」、「安全作業手順は順守すること」といった掲示を行い、あらかじめ定められたルールを守ることの重要性を説いているケースがあります。それ自体は決して誤りではなく、むしろ基本中の基本と言えることです。また、従来は、発生した労働災害の原因を調査し、同種又は類似災害の再発防止対策を講じていくという手法がオーソドックスなものでした。しかし、それでは労働災害が発生しなければ、「うちは労働災害が起きていないから大丈夫だ。」と考えてしまい、職場の中に潜在的にある危険性や有害性を放置する可能性が生じ、いつか大きな労働災害を起こしてしまうリスクがあります。特に、情報通信技術を始めとする生産技術の進展等により、作業が複雑化・高度化していたり、合理化により一人の作業者が広範なエリアや多数の機械設備を単独で担当しているケースではそのリスクは高く、新たな労働災害防止のための取組が必要となってきます。中でも、新規物質が次々と生み出されている化学物質を取り扱う職場においては、如何に安全管理を徹底させるか、そのためにどのような手法を用いるかが重要となってきます。その際に有効なのが、今回お伝えするリスクアセスメントです。

(1) リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法のことです。その手法の大きな流れとしては、「①職場内のあらゆる作業を洗い出し、そこで考えられる危険性や有害性を調査・検討し、特定する。→②特定した危険性や有害性についてリスクを見積もる。→③見積もったリスクを低減させるための優先度を検討し、設定する。→④優先度が高いとされたリスクについての具体的な低減措置を検討し、実施する。→⑤一連の取組(①~④)を記録する。」となります。(図1参照)

(2) リスクアセスメントの実施体制

この手法の採用により、十分な効果をもたらすためには、その職場のトップが先頭に立ち、推し進め、その管理は職場内の安全衛生を管理する者が、作業の洗い出し~危険性・有害性の特定~リスクの見積もり~優先度の設定~リスク低減措置の検討は作業内容を詳しく把握している職長・リーダー等がそれぞれ行うものとし、また、化学物質や機械設備等のリスクアセスメントに当たっては、関係する分野について専門的知識を有する者を参画させるとともに、職場内の労働者にも安全委員会や衛生委員会、これに準じた協議組織等を通じて参画させるものとし、

(3) リスクアセスメントの実施時期

リスクアセスメントは、一度行ったら後は何もしなくともよいものではなく、その作業内容、取り扱う物質、機械設備等の変更等によりリスクに変化が生じる、または変化が生じるおそれがあるときに行います。常に最新のリスク管理を行うことが必要であり、そのような安全衛生管理活動が職場内の安全衛生意識の向上にも繋がります。(図2参照)

(4) 対象の選定

リスクアセスメントは、就業に伴う危険性や有害性による傷病の発生について、十分に検討することで、現時点での知識や情報から予見可能なものを対象とします。

図1

労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定

特定された危険性又は有害性ごとのリスク(※)の見積り

見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
リスク低減措置の内容の検討

優先度に対応したリスク低減措置の実施

(※)リスクとは…
特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度(ひどさ)と、負傷又は疾病の発生可能性の度合の両者を組み合わせて見積もるものです。

図2

実施時期

- 建築物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- 設備を新規に採用し、又は変更するとき
- 原材料を新規に採用し、又は変更するとき
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき

これらの作業の計画を策定する場合は、計画策定時に調査を実施する必要があります。

その他留意すべき事項

- 労働災害が発生したときで、過去の調査内容に問題がある場合には、再度調査を実施すること
- 以下の事項等を考慮して、定期的に調査を実施すること
- 機械設備等の経年損傷
- 労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化
- 新たな安全衛生の知見の集積 等

(5) 情報の入手

リスクアセスメントを行うに当たっては、現場の実態を踏まえながら、次のような資料を入手してください。

- ◆ 作業標準、作業手順書
- ◆ 使用する機械設備、材料等の危険性や有害性等の情報(仕様書、SDS等)
- ◆ 作業周辺の環境情報(レイアウト図等)
- ◆ 作業環境測定結果等
- ◆ 複数の事業者が同一の場所で作業を行う状況の情報(混在作業によるリスクに関する情報)
- ◆ 災害事例、災害統計等

(6) 危険性や有害性の特定

作業標準等に基づき、危険性や有害性の特定にふさわしい単位で作業を洗い出し、危険性や有害性を分類します。また、特定に当たっては、労働者の疲労等負荷すべき影響を考慮します。

例えば、分類例として次のようなものが考えられます。

危険性又は有害性の分類は、JIS等における分類や、事業場独自の分類で差し支えありません。

① 危険性

◇機械等による危険性、◇爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性、◇電気、熱その他エネルギーによる危険性、◇作業場所に係る危険性、◇作業行動等から生ずる危険性、◇その他の危険性

② 有害性

◇原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性、◇放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性、◇作業行動等から生ずる有害性、◇その他の有害性

(7) リスクの見積もり

危険性や有害性により発生するおそれのある傷病の重篤度とその発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もります。化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合とばく露量をそれぞれ考慮して見積もることができます。なお、見積もる際には、次のことに留意してください。

- ◆ 予想される傷病の対象者と内容を明確に予測する
- ◆ 多数決や平均値を採用することなく、最も厳しい意見を踏まえ、議論して傷病の重篤度を予測する
- ◆ 休業日数等をその尺度とする
- ◆ 有害性が立証されていなくても一定の根拠がある場合、その根拠に基づき見積もるよう努める
- ◆ 安全装置等の信頼性、安全装置等の無効化や無視、作業手順の逸脱や操作ミスといったものを考慮する

(8) リスク低減措置の検討と実施

低減措置は、法令に定められた事項がある場合、それを必ず実行します。それ以外は、次の優先順位で実施します。

死亡、後遺障害や重篤な疾病をもたらすおそれがあるリスクの低減に時間を要する場合、暫定的な措置を直ちに実施することとします。(図4参照)

(9) リスクアセスメントの記録

次の事項を記録し、その後の安全管理活動に活用します。

- ◇洗い出した作業
- ◇特定した危険性や有害性
- ◇見積もったリスク
- ◇リスク低減のために設定した優先度
- ◇実施したリスク低減措置の内容

図3

マトリクスを用いた方法

		負傷又は疾病の重篤度				優先度
		致命的	重大	中程度	軽度	
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	4	3	2	5 高 直ちにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
	比較的高い	5	4	3	2	
	可能性あり	4	3	2	1	
ほとんどない	4	3	1	1	3 中 速やかにリスク低減措置を講ずる必要措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入	
					1 低 必要に応じてリスク低減措置を実施	

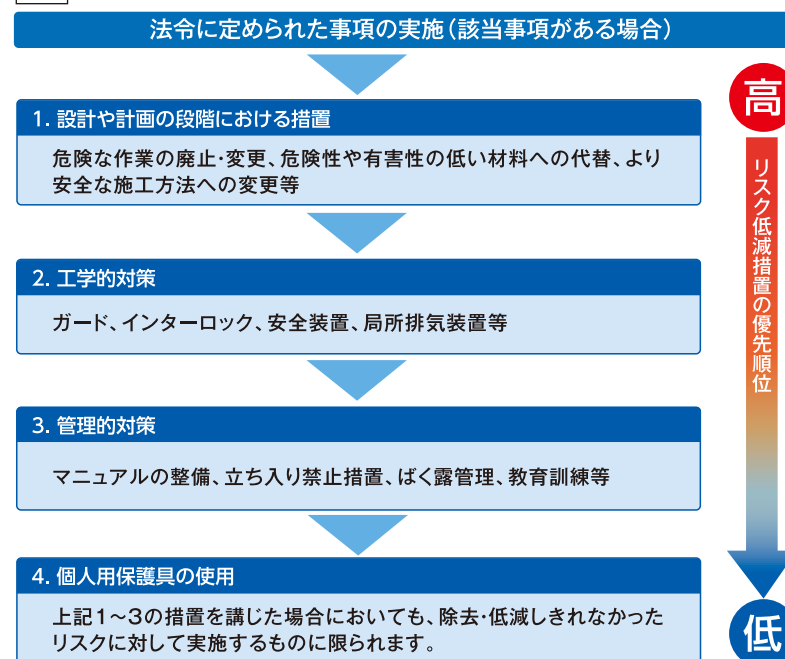
数値化による方法

負傷又は疾病の重篤度				負傷又は発生可能性の度合			
致命的	重大	中程度	軽度	極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
30点	20点	7点	2点	20点	15点	7点	2点

「リスク」=「重篤度」の数値+「発生可能性」の数値

リスク	優先度
30点以上	高 直ちにリスク低減措置を講ずる必要 / 措置を講ずるまで作業停止 / 十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中 速やかにリスク低減措置を講ずる必要 / 措置を講ずるまで作業停止が望ましい / 優先的に経営資源投入
10点未満	低 必要に応じてリスク低減措置を実施

図4

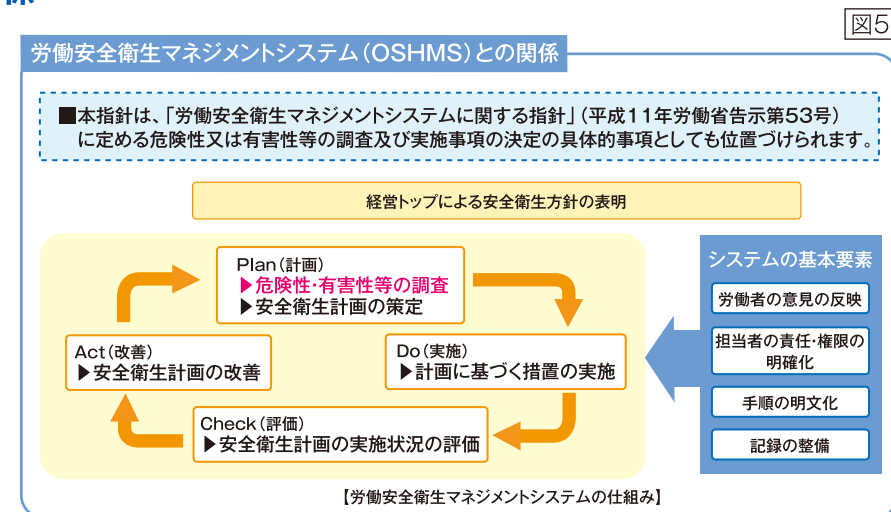


「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」について

令和元年6月、宮城労働局では、労働災害ゼロを目指し、事業者、労働者、そして宮城全体としての労働安全衛生意識の向上、労働災害防止活動の活性化を促進するため、「Safe Workゼロ災 MIYAGI」をスタートさせました。「Safe Work」は、「労働災害を防止し、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を実現する」との意思を示し、国連専門機関のILO(国際労働機関)でも使われているフレーズです。

4 PDCAサイクルとの関係

PDCAサイクルとは、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Act(改善)→Plan→…という安全管理活動で、労働安全衛生マネジメントシステム(体系的かつ継続的に実施する自主的活動の仕組みで、生産管理等と一体となって運用)の具体的実施手順です。その中のPlan(計画)に当たる部分であり、PDCAサイクルの基礎となるものです。(図5参照)



5 結び ~今後の取組のあり方~

リスクアセスメントは、上述のとおり、労働安全衛生マネジメントシステムの重要部分であるPDCAサイクルを取り出したような手法です。その意味からは、上記4のように、体系的で継続的な活動となるのが理想です。現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴う事業活動上の大規模な変化に対しても、労働安全衛生マネジメントシステムは、勤務形態、人員体制、作業内容・手順等についてPDCAサイクルを実施する都度、そこに潜むリスクを特定し、低減し続けることができるものです。リスクアセスメントが順調に実施され、定着した場合には、ぜひ次のステップである労働安全衛生マネジメントシステムの導入を検討されることをお勧めします。

6 参考

- 上記に関する詳細は、次の指針により御確認ください。
- 危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成18年3月10日)
- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日)
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年4月30日(改正令和元年7月1日))

3 Information 高圧ガス等に関する法令改正

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者の皆さまが十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行うため、高圧ガス等の規制について、安全確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、各関係法令において検査・点検期限の延長等を可能とする制度改正が行われました。

高圧ガス保安法関係

- 保安検査・定期自主検査の延長
- 保安企画推進員・保安係員・保安主任者の義務講習の延長

液化石油ガス法関係

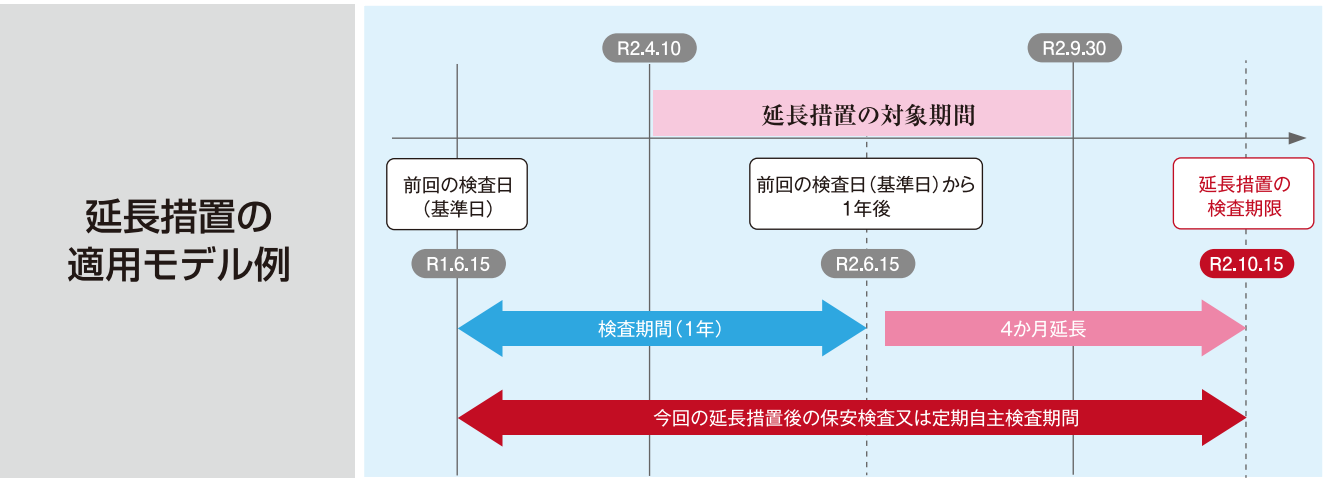
- LPガス充てん設備の保安検査の延長
- 業務主任者の義務講習の延長
- LPガス供給設備点検・消費設備調査等の期間の延長
- 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長
- LPガス販売事業者の事業年度報告の延長

高圧ガス保安法関係

石油化学コンビナート等の大容量の高圧ガス製造設備について、施設によって定められた期間以内に行わなければならない保安検査の期間延長等

高圧ガス製造施設等の保安検査・定期自主検査

検査を行わなければならない期間が令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、検査期間を4か月延長することが可能となります。



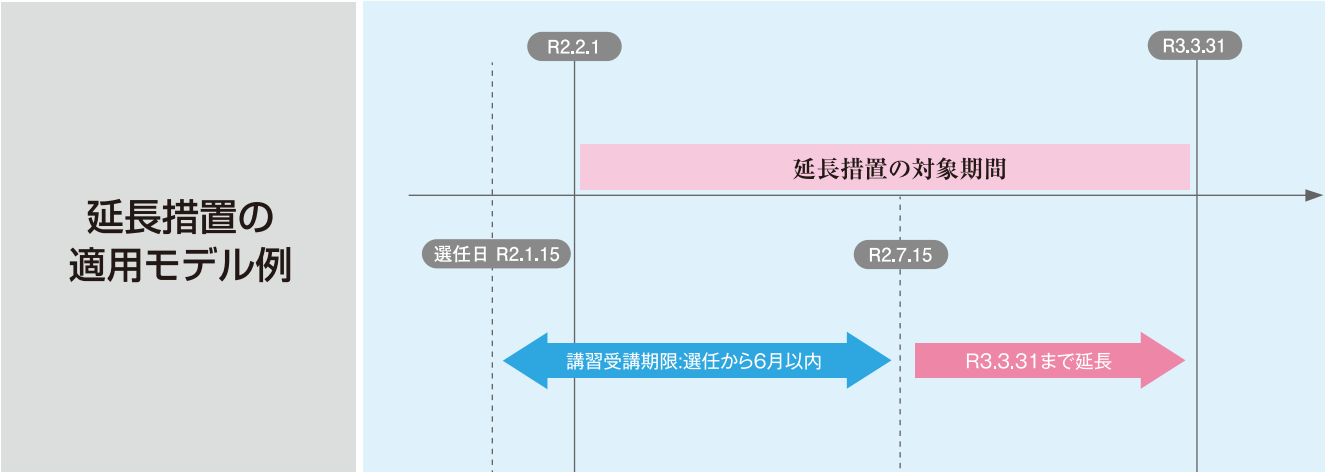
- ※ 保安検査の延長措置後の検査期限に猶予期間(1か月又は3か月)は適用されない。
- ※ 保安検査の延長措置前の期間(猶予期間を含む)を超えて、延長措置後の期間内に保安検査を行った場合、次回の検査期間の起算点は、保安検査実施日となる。(例:R2.10.1に保安検査を実施した場合、更に次の検査期間の起算点はR2.10.1となる)
- ※ 定期自主検査の次回の自主検査期間の起算点は、延長後の検査実施日となる。

保安企画推進員

選任後、講習を受けなければならない期間(6月以内)が令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に終了する場合は、期間が令和3年3月31日まで延長されます。

保安係員

保安主任者



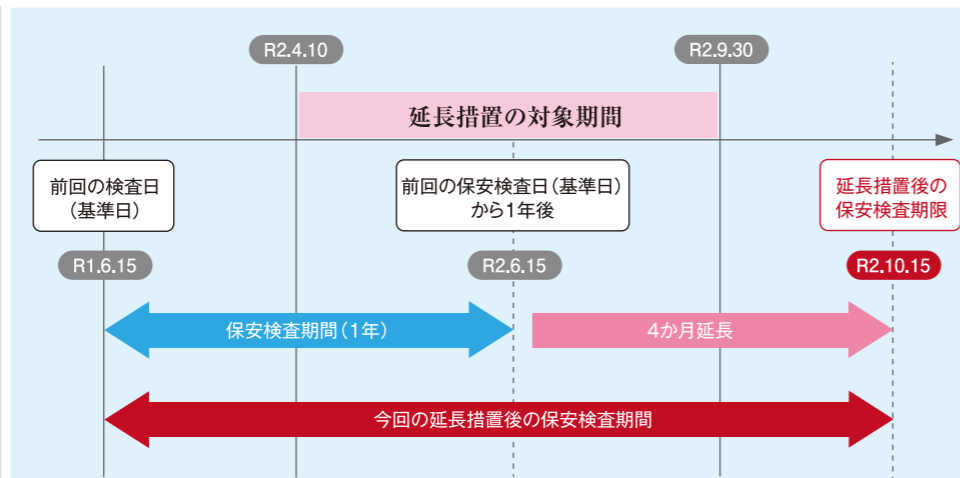
液化石油ガス法関係

LPガス販売事業者等が、一般家庭用LPガス容器等の供給設備について、設備ごとに行う点検期間の延長等

LPガス充てん設備の保安検査

LPガス充てん設備の**保安検査期間**が令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、**検査期間を4か月延長**することが可能となります。

延長措置の適用モデル例

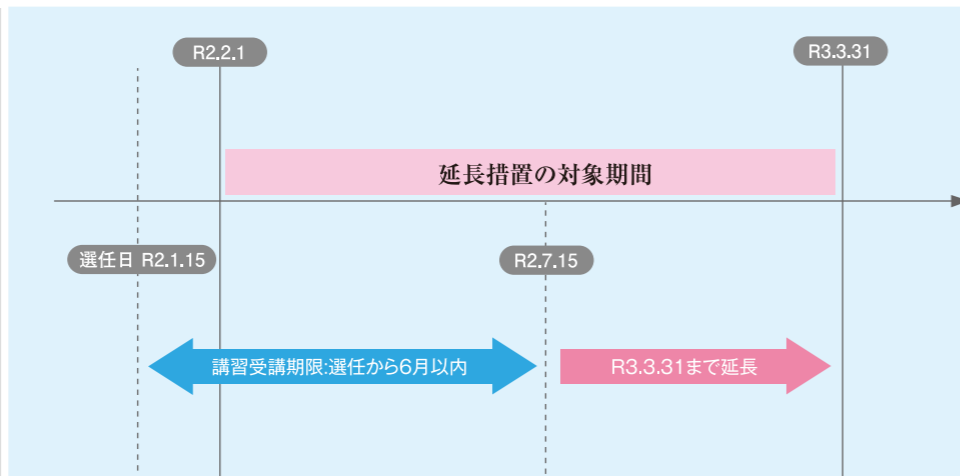


※ 延長措置後の検査期限に猶予期間(1か月)は適用されない。
 ※ 延長前の期間(猶予期間を含む)を超えて、延長後の期間内に保安検査を行った場合、次回の保安検査期間の起算点は、保安検査実施日となる。(例:R2.10.1に保安検査を実施した場合、更に次の検査期間の起算点はR2.10.1となる)

業務主任者

選任後、講習を受けなければならない期間(6月以内)が令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に終了する場合は、期間が**令和3年3月31日まで延長**されます。

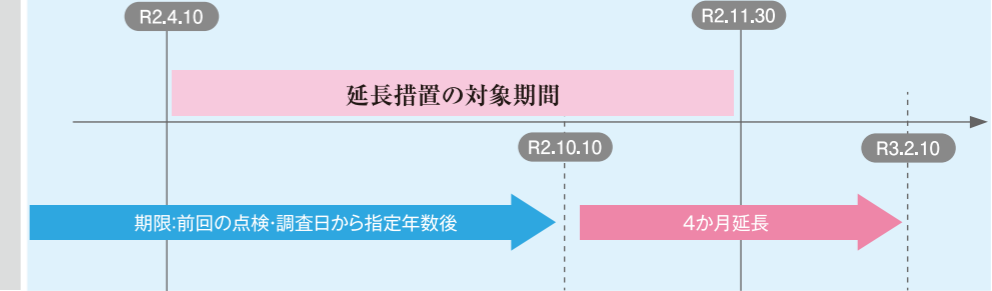
延長措置の適用モデル例



LPガス供給設備点検消費設備調査等(認定販売事業者も含む)

LPガス供給設備点検及び消費設備調査等の期間が令和2年4月10日～11月30日の間に終了する場合は、**点検・調査期間を4か月延長**することが可能となります。

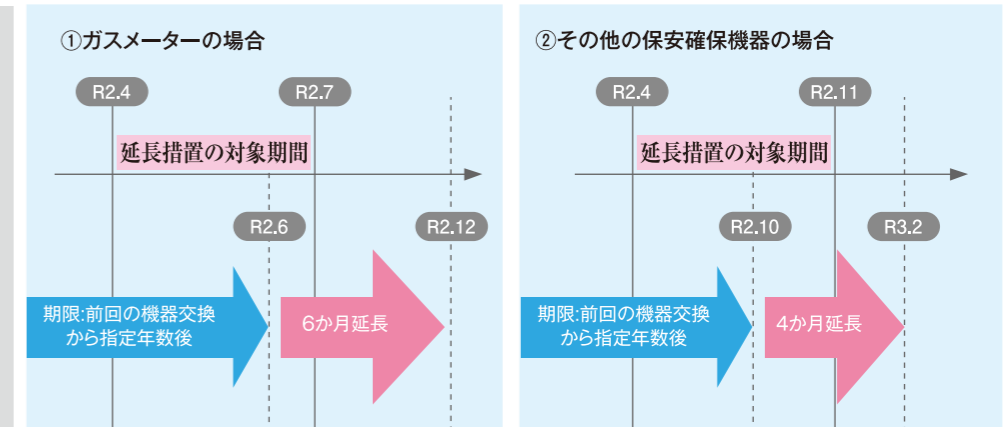
延長措置の適用モデル例



認定販売事業者によるLPガス保安確保機器期限管理

認定販売事業者によるLPガス保安確保機器の**管理期間**が令和2年4月～7月(ガスメーターの場合)又は令和2年4月～11月(その他の機器の場合)の間に終了する場合は、**管理期間を6か月(ガスメーターの場合)又は4か月延長(その他の機器の場合)**することが可能となります。

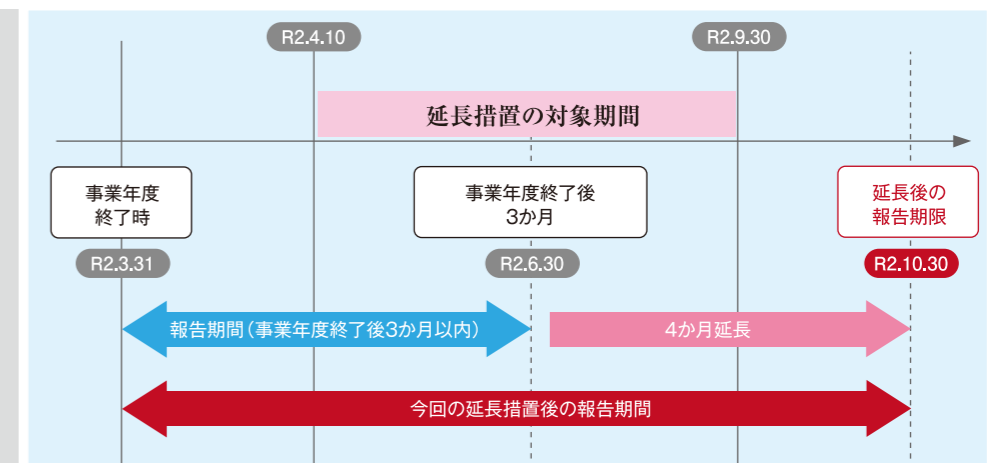
延長措置の適用モデル例



LPガス販売事業者の事業年度報告

LPガス販売事業者の**事業年度報告期間**が令和2年4月10日～9月30日の間に終了する場合は、**報告期間を4か月延長**することが可能となります。

延長措置の適用モデル例



3 Information

危険物施設の風水害対策ガイドラインが示されました

令和元年7月の九州北部豪雨では、佐賀県で発生した河川氾濫により、事業所内の焼入れ油が広範囲に流出し大きな社会的影響を及ぼしました。また、同年10月に発生した台風19号(東日本台風)では、阿武隈川流域の多くの河川が氾濫し、丸森町などにおいて甚大な被害をもたらすなど、全国的に風水害が発生しています。

こうした災害を踏まえ、国(消防庁)において、危険物施設で想定される災害リスクに応じた応急対策が迅速・的確にとれるように令和2年3月に「危険物施設の風水害対策ガイドライン」が策定されました。危険物施設を有する事業所では、このガイドラインを活用した風水害対策を講ずるようお願いします。



H30.7月豪雨により浸水被害を受け水蒸気爆発したアルミ工場



浸水被害を受けた給油取扱所
出典:危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討報告書(令和元年度中間報告)

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」の主なポイント

平時から備える

地域のハザードマップを参照して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さなど、災害リスクを確認します。

《ハザードマップ》
災害から身を守るために基本的な内容をまとめたもので、日頃から備えておくべきことや、事業所が所在する地域の危険箇所を事前に把握することができます。詳細は、右ページのQRコードからアクセスしてください。

想定される被害リスクに応じた風水害対策の計画策定と定期的な訓練を実施してください。計画策定の例は当市ホームページを参照願います。(右ページのQRコードからアクセスしてください。)

《計画策定のポイント》

1. 気象庁等が発表する5段階の警戒レベルに対応した実効性のある行動計画とすることが大切です。
2. ガイドラインに示される施設区分ごと(給油取扱所や一般取扱所など)のチェックリストを活用し必要な対策を確認しましょう。

※ ハザードマップや計画策定の例及びチェックリストは右のQRコードからアクセスしてください。



策定した風水害対策の計画は、予防規程を定めている事業所では予防規程の関連文書として位置付けてください。予防規程の作成義務のない事業所では社内規定やマニュアル等に位置付けてください。

土のうや止水板、オイルフェンス、油吸着材など、必要となる資機材は、平時のうちに準備しましょう。

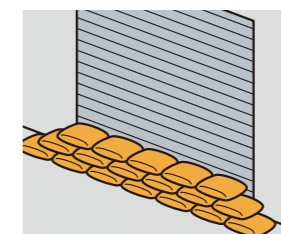


風水害の危険性が高まってきたとき

気象庁や宮城県、仙台市が発表する防災情報(警戒レベル等)を確認し、浸水や土砂流入、強風、停電、危険物流出の事前対策を講じてください。**避難に必要な時間的余裕をもって応急対策を実施することが大切です。**



防災情報の確認



土のうの設置



時間のチェック

天候回復後の措置

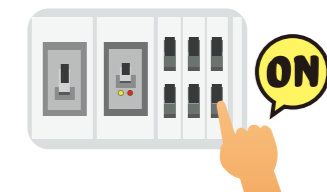
施設の点検を行い、必要な補修をした後に再稼働を行ってください。通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線に異常がないか確認することが大切です。



設備の点検



設備の修理



設備のスイッチ・オン

4 e-Learning

危険物／保安 e-ラーニング

仙台市消防局では、危険物・高圧ガス施設における事故防止対策を推進するため、平成19年から「仙台市危険物・高圧ガス事故防止連絡会」を毎年開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本誌の発刊と市ホームページ掲載の「危険物/保安 e-ラーニング」により事故防止の啓発を推進しております。「危険物/保安 e-ラーニング」は、事故事例や危険物規制の概要など事業所における保安教育、安全管理に役立つ内容となっております。

QRコードを記載しておりますので、ぜひ、多くの事業所の皆様にご活用いただければ幸いです。

危険物/保安 e-ラーニングの主な内容

Chapter 1 「危険物・高圧ガス施設における事故事例について」

全国の危険物・高圧ガスの事故発生件数は、高い水準で推移しております。本市においては、大規模な事故は発生していませんが、軽微な事故が年間数件程度で発生しております。Chapter1では、類似事故を防止するため、事故事例を参考にしながら、事故発生原因、傾向、対策をわかりやすく解説していきます。

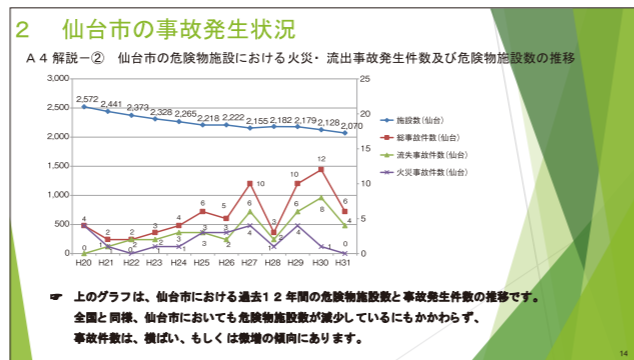
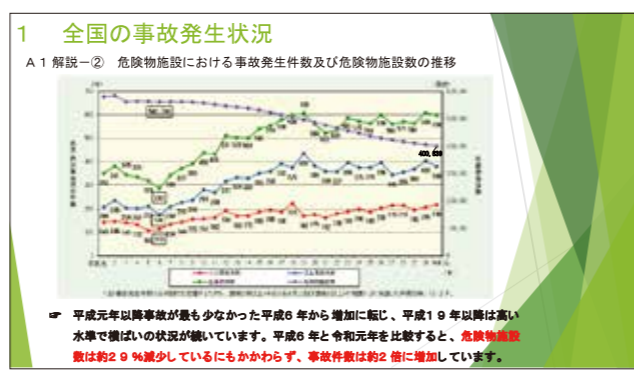
《Contents》

第1章 危険物施設における事故事例等について

1. 全国の事故発生状況
2. 仙台市の事故発生状況
3. 主な事故事例
4. おわりに

第2章 高圧ガス施設における事故事例等について

1. 全国の事故発生状況
2. 仙台市の事故発生状況
3. 最近の事故事例
4. おわりに



Chapter 2 「危険物規制の概要について」

危険物は、その取扱いや貯蔵方法を誤ると火災や漏えい等の事故が発生するおそれがあります。そのため、消防法では、危険物の取扱いや貯蔵等を行う場合の様々な規制が定められております。Chapter2では、危険物規制の基礎知識を再確認し安全管理等を確実に実施していただくため、危険物の定義、各種手続き、管理監督、保安制度等の概要を解説していきます。

《Contents》

1. 危険物の定義と分類
2. 危険物施設の区分
3. 危険物施設の各種手続き
4. 危険物取扱者制度
5. 危険物施設の管理監督制度
6. 危険物施設の保安制度

危険物施設の各種手続き

(1) 設置・変更するとき

危険物施設を設置するとき、または位置や構造及び設備を変更するときは、市町村長の「許可」が必要

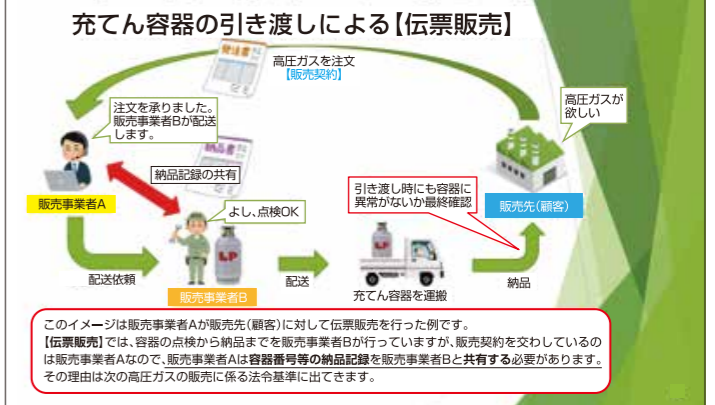
※完成検査前検査は液体の危険物タンクの場合等に必要。

Chapter 3 「高圧ガスの販売について」

高圧ガス販売事業所は、市内に約500事業所が所在しています。販売事業所は、販売業務のほか、設備・容器等の点検や安全な取扱いの周知、事故対応など高圧ガスの安全管理について、大きな役割を担っております。Chapter3では、販売業務の基礎知識を再確認し安全管理等を確実に実施していただくため、高圧ガス保安法に基づく販売方法や周知、保安教育等の法規制をわかりやすく解説していきます。

《Contents》

1. 高圧ガスの販売方法
2. 現物販売と伝票販売
3. 高圧ガスの販売に係る法令基準
4. 高圧ガス販売Q&A



「危険物/保安 e-ラーニング」
アクセスはこちらから